

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により天理市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十八年八月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ケーズデンキ天理店

所在地 天理市東井戸堂町二三七一ほか一七筆

二 天理市から聴取した意見の概要

1 産業振興課

大規模小売店舗立地法を遵守すること。

2 環境政策課

(1) 事業開始に伴い、騒音規制法及び振動規制法による特定施設を設置する場合は、三十日前までに天理市環境政策課へ届け出ること。

(2) 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等の公害を未然に防止し、並びに日照及び電波の障害を防止するため万全を期すること。

(3) 廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適切に処理すること。

(4) 近隣地域住民から苦情等の申出があった場合は、速やかに万全の対策を講ずるとともに誠意をもって解決すること。

3 農林課

開発により地域の営農に支障を来さないよう、次のことに留意すること。

(1) 地元水利権者と協議し、排水同意を得ること。

(2) 近隣農地の営農に支障が生じないよう、地元と十分協議すること。

(3) 夜間照明を計画される場合は、周辺農地への光害が発生することのないよう十分注意すること。

(4) 工事期間中の濁水等の処理について、近隣農地及び水路へ流出しないよう十分注意すること。

4 監理課

天理市開発指導要綱第四条に基づき行った開発事前協議事項を遵守すること。

5 まちづくり計画課

関係各課と締結している天理市開発指導要綱に基づく開発事前協議事項及び都市計画法、大規模小売店舗立地法等の関係法令を遵守すること。

6 社会福祉課

(1) 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づき、障害者に配慮した店舗にすること。

(2) 駐車場及び店舗内での配慮はもとより、車道からの自動車の出入りの際、歩道を通行している車いす等を使用する下肢障害者、視覚障害者等へ配慮すること。

7 介護福祉課

周辺地域の高齢者に対し、十分な理解を得、施設整備を進めること。

8 地域安全課

(1) 自動車等の進出入については、左折IN、左折OUTを厳格に守り、立哨の交通整理員を配置し、要所に立て看板を設置し、交通安全対策に万全を期すること。

(2) 来店予想者数に見合う十分な駐車及び駐輪スペースを確保すること。

(3) 駐車場内の騒音対策を講じること。

9 文化財課

現地は平成二十七年十二月十七日付け「遺跡有無確認踏査願」に基づく試掘調査によって埋蔵文化財の所在を確認しているが、店舗建設工事に伴う埋蔵文化財への影響は軽微であり、文化財保護上の問題は生じないものと判断する。

10 農業委員会

農地転用許可申請済（平成二十八年四月十九日付け）につき、周辺農地及び水利への影響はないものと判断する。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

平成二十八年八月十九日から同年九月二十日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで